

新見市で介護職員として

新たに働かれる方を応援します！

新見市介護職員定着奨励金

新見市では、介護事業所に勤務いただく介護職員を応援するため、次のとおり奨励金を給付します。

新たに市内で介護職員になられる方、市外介護事業所に勤務しているが市内で勤務したいとお考えの方、資格を生かしてこれから働きたいとお考えの方など、多くの介護職員の皆様が新見市内でご活躍されることを期待しています。



給付要件

次の要件をすべて満たす人が奨励金の給付を受けられます。

- 新見市内に住所を有する人
- 令和6年4月1日以降、正規職員の介護職員等として市内介護事業所等に就職

ただし、次の人は給付対象外となります。

- 市内介護事業所に正規職員として勤務経歴があつて、その離職後1年以内に就職した人
- 新見市介護学生奨学支援金、新見市看護学生奨学支援金、新見市介護職員定着奨励金、新見市看護師定着奨励金の給付を受けた人
- 地方公務員

給付金額

奨励金
最大 **50** 万円

就職後、1年を経過するごとに^{*}10万円を給付します。
(最大5年、合計50万円)
(※無資格の方は5万円)

(注) 就職後、6か月以内に申請が必要です。また、勤続期間が1年経過する毎に勤務実績を報告していただきます。